

第4期長和町障がい福祉計画 (平成27年度～29年度)



平成27年3月

長 和 町

※「障害」の表記について

法律や条令等で使用される用語、関係機関の名称、他機関等の資料から引用する場合は原文のまま表記しますが、それ以外は「障害」を「障がい」と表記しています。

— ひととして『耀き』続けるやさしい

ぬくもりの郷 — の実現のために

長和町では、平成24年3月に「第一次長和町長期総合計画（後期基本計画）」の保健・医療・福祉分野の将来像である — ひととして『耀き』続けるやさしいぬくもりの郷 — の実現のため、障害者基本法に基づく長和町の障がい福祉施策の基本的計画である「長和町障がい者基本計画」の見直しと、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ※作成当時は障害者自立支援法（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく障がい福祉サービス等の提供体制を示した「第3期 長和町障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進をしてまいりました。



「第3期 長和町障がい福祉計画」の期間である平成24年度から平成26年度の間には、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され（平成25年4月施行）、「基本理念の創設」「障がい者の範囲拡大」「障がい支援区分の創設」等、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策が講じられました。

このたび、障がい福祉サービス等の提供体制を示した「第3期 長和町障がい福祉計画」の満了を迎えるにあたり、国・県の指針及び長和町の障がい者等を取り巻く地域の実態把握と第3期計画の実績と評価を踏まえながら、「第4期 長和町障がい福祉計画」の策定を行いました。

今後も障がい保健福祉を取り巻く環境は変化して行くかと思いますが、長和町は、— ひととして『耀き』続けるやさしいぬくもりの郷 — の実現を目指し、「長和町障がい者基本計画」及び「第4期 長和町障がい福祉計画」に沿って、障がい福祉施策を推進してまいりますので、町民の皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、長和町障害者計画等策定委員をはじめ、本計画策定にご協力いただいた多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

平成27年3月

長和町長 羽田 健一郎

— 長和町障がい福祉計画 目次 —

I 長和町障がい福祉計画（第4期計画）の策定にあたって	
1 長和町障がい福祉計画の目的・位置づけ	1
2 計画の期間	1
3 計画の策定体制	2
II 計画策定の背景	
1 障がい者制度改革の流れ	3
(1) 支援費制度の施行	
(2) 障害者自立支援法の導入	
(3) 障害者自立支援法をめぐる動向	
(4) 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ	
(5) 長和町の障がい者施策の取組み	
2 利用者負担について	5
3 障害者総合支援法以外のサービスについて	6
III 長和町の障がい者の状況	
1 長和町の障がい者の状況	7
IV 平成27年度からの数値目標（成果目標）	
1 施設入所利用者の地域生活への移行及び施設入所者数の削減	8
2 地域生活支援拠点等の整備（整備の方策も含む）	9
3 福祉施設から一般就労への移行等	10
V 障がい福祉サービスの概要と見込み量（活動指標）	
1 『訪問系』サービス	12
2 『日中活動系』サービス	14
3 『居住系』サービス	16
4 『相談支援』サービス	17
5 『障害児支援』サービス	19
VI 地域生活支援事業	
1 地域生活支援事業とは	21
2 必須事業	21
3 任意事業	29
VII 計画の推進体制	32

付属資料

計画策定の経過	34
アンケート結果	35
障がい者等福祉施設一覧	55
長和町障害者計画等策定委員会要綱	59
長和町障害者計画等策定委員会委員名簿	60

I 長和町障がい福祉計画（第4期）の策定にあたって

1 長和町障がい福祉計画の目的・位置づけ

障害者自立支援法が平成18年4月に施行され、障がいの種別に関係なく、障がいのある方が必要とするサービスを利用できるようになりました。また、平成25年4月には、障害者自立支援法の改正が行われ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、この計画において「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

長和町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、障害者総合支援法及び障がい福祉計画の基本的理念を踏まえて、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供するための基本的な考え方、目標値及びサービス見込み量・確保のための方策を、国・県の定める「基本指針」に即し定める計画です。

長和町障がい福祉計画は上位計画である「長和町長期総合計画」及び「長和町障がい者基本計画」を実現する計画として位置づけ、長和町の保健・医療・福祉の将来像である、一ひととして『耀き』つづけるやさしいぬくもりの郷ーを目指します。

※障害者総合支援法

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

※障がい福祉計画の基本理念

市町村及び都道府県は、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障がい福祉計画を作成する。

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

2 計画の期間

障がい福祉計画は、3年ごとに作成することとされており、第4期計画については、平成27～29年度までの3年間を計画期間とします。

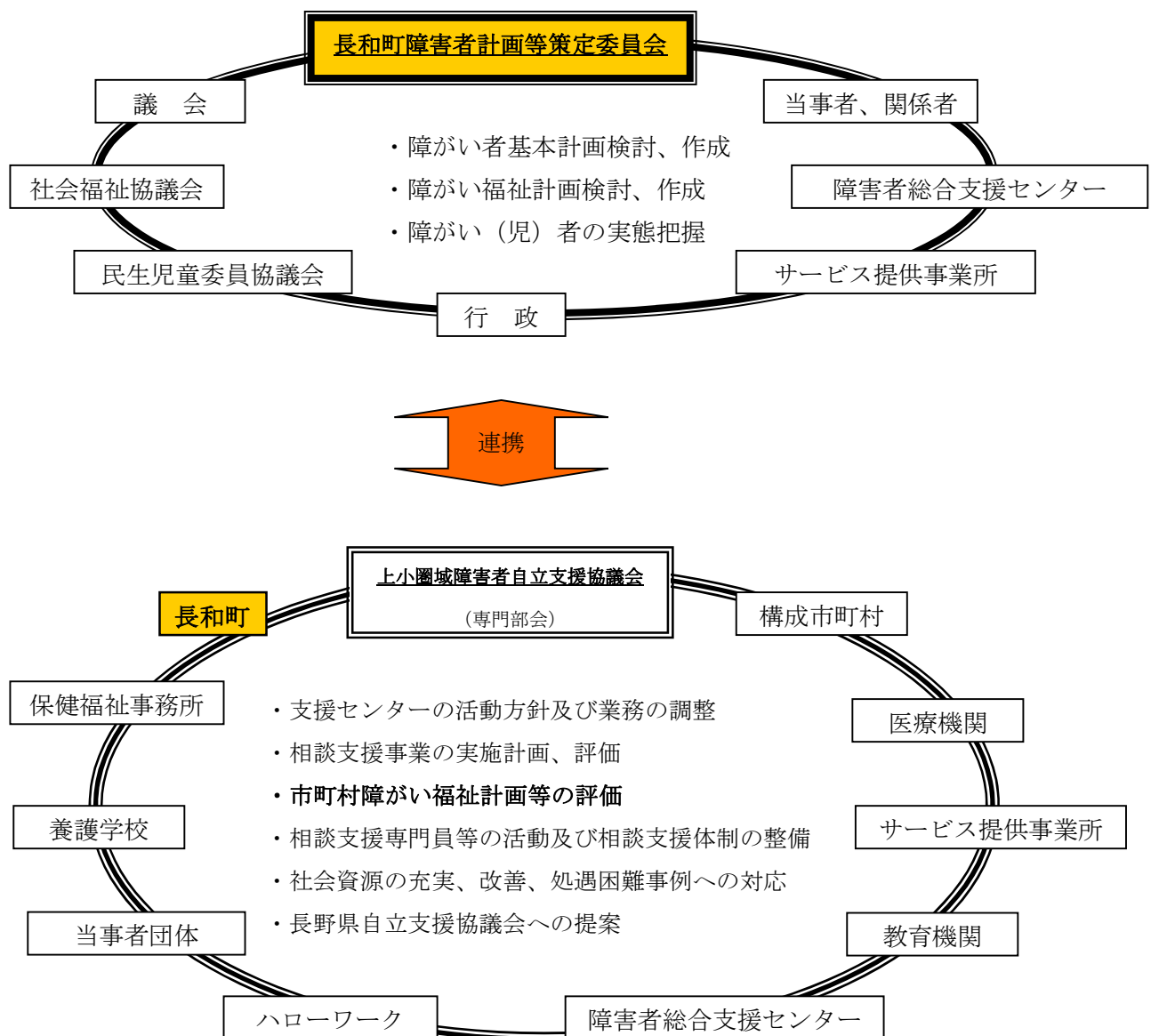
（長和町が作成した障がい者に関する計画）

計画名	H18～20	H21～23	H24～26	H27	H28	H29	H30
障がい福祉計画	1期目	2期目	3期目	4期目			
障がい者基本計画							

3 計画の策定体制

長和町障がい福祉計画（第4期計画）を策定するにあたり、障がい福祉計画の基本理念を踏まえながら、各種障がい手帳をお持ちの方等を対象に、障がいを持つ方の生活状況や障がい福祉サービスの必要性等に対する実態把握等を行い、その結果等を計画に反映させ実効性の高い計画を策定するために、障がい者団体（当事者）や地域のサービス提供事業所を含む「長和町障害者計画等策定委員会」を設置し広く意見を反映させながら作成を行いました。

また、上小圏域における広域としても必要な検討を行なうため、「上小圏域障害者自立支援協議会」に意見を求めながら、上小圏域の構成市町村と連携を図り「上小圏域プラン（圏域の現状、課題、重点施策、サービス提供体制の目標とその方策等）」を作成し、長和町障がい福祉計画（第4期）にも反映をさせ計画の策定を行いました。



II 計画策定の背景

1 障がい者制度改革の流れ

(1) 支援費制度の施行

障がい者福祉の地域福祉化やサービス提供主体の多元化が加速する中、平成 12 年国において、社会福祉基礎構造改革が始動し、「個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるように支える」という理念の下に、利用者本位の考えから措置制度の見直しが行われました。

これにより、障がい者の「自己決定」を尊重し、サービス提供事業所との対等な関係に基づいて、障がい者自らがサービスを選択し、契約によるサービスを利用する「支援費制度」が平成 15 年より導入され、障がい者福祉は、飛躍的に充実をしました。

しかし、次のような問題点により「支援費制度」の維持が困難であることが指摘されました。

- ・障がい種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと。
- ・サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていないこと。(自治体間の格差が大きい)
- ・支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること。

(2) 障害者自立支援法の導入

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法の施行により、「支援費制度」の課題を解決するとともに、障がいのある人々が利用できるサービスを充実させるために、次の 5 つのポイントが掲げられました。

①障がい者の福祉サービスを一元化

障がい種別にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。

②利用者本位のサービス体系に再編

障がいがある方に身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供する。

③安定的な財源の確保

サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担をおこなうとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実する。

④就労支援の強化

一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障がい者が企業等で働けるよう支援する。

⑤支給決定の透明化、明確化

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。

(3) 障害者自立支援法をめぐる動向

障害者自立支援法の施行にあたり、①利用料の原則1割を負担とする利用者負担の増に伴うサービスの抑制、②サービス提供事業所の収入減、③サービスの質・人材確保の困難、④制度施行に伴う混乱と新体系移行への対応の遅れ等が課題として挙げられました。

国では、平成19年度、20年度に特別対策事業として、①低所得者世帯への月額負担上限額の引き下げ、②事業者に対する激変緩和措置、③新法移行のための緊急的な経過措置を講じ、障害者自立支援法を実施してきました。これと合わせて平成20年度に更なる利用者負担の軽減を実施し、平成22年度には、低所得者の利用料負担の無料化を実施しました。

(4) 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ

国は障害者制度改革推進会議総合福祉部会から提出された「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言－新法の制定を目指して－」を参考に様々な法改正を行ってきました。平成23年10月からはグループホーム・ケアホーム利用者で低所得者への家賃助成、重度視覚障がい者への同行援護サービスの新設、平成24年4月からは相談支援の充実、障がい児支援の強化等が行われました。また、平成25年4月からは障害者総合支援法が施行され、障がい福祉サービスの利用者に難病疾患の方も含まれるようになりました。平成26年4月からはグループホーム・ケアホームの一元化、障害認定区分から障害支援区分への改正が行われました。現在まで様々な改正が行われてきましたが、制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等まだ課題も残されており、今後も法改正等が行われると推察されます。

(5) 長和町の障がい者施策の取組み

①『長和町長期総合計画』における障がい者保健福祉

長和町では町の将来の目標と施策の大綱を明らかにするとともに、これからのまちづくりにおける住民の共通目標や町政の基本的な施策方針を定め、総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的とした「長和町長期総合計画」が作成されています。現在は「長和町長期総合計画 後期基本計画」に基づいて保健・医療・福祉の将来像として「一ひととして『耀き』つづけるやさしいぬくもりの郷」を目指しています。障がい者保健福祉については、障がい者が地域で安心・安全に暮らすために「生活の場」「就労の場」「社会参加の場」「相談の場」の充実及び障がい者一人ひとりの要望に応じられるようボランティアを含む福祉サービス等の整備・充実を掲げています。

②障がい者福祉施策の基本的な指針（長和町障がい者基本計画の策定）

平成21年3月に、「一ひととして『耀き』つづけるやさしいぬくもりの郷」の実現のため、「長和町障害者計画策定委員会」を設置し、関係者からの意見を反映させながら、「障がい福祉計画」と一体的に長和町の障がい者福祉施策の基本的な指針を定めた平成29年度までの「長和町障がい者基本計画」を策定しました。

③「長和町障がい福祉計画」の策定

平成18年に、障害者自立支援法第88条により市町村には、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「市町村障害者福祉計画」の策定義務が課されました。それを受けて、平成18年度に「長和町障がい福祉計画（第1期）」を策定しました。

平成 20 年度には、長和町障がい福祉計画（第 1 期）の評価と、障害者自立支援法の見直しや緊急的な特別措置が実施されたのを受け、平成 21 年度からの 3 年間の「長和町障がい福祉計画（第 2 期）」を策定しました。

平成 23 年度には、長和町障がい福祉計画（第 2 期）の評価、見直しを行い、平成 24 年度からの 3 年間の「長和町障がい福祉計画（第 3 期）」を策定しました。

2 利用者負担について

平成 18 年度の障害者自立支援法施行時は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みで、利用料の原則 1 割を負担する仕組みでした。（応能負担から応益負担へ）

国では、平成 19 年度に「障害者自立支援法円滑施行特別対策事業」として、低所得者世帯の月額負担上限額の軽減、平成 20 年度に「障害者自立支援法の抜本の見直しに向けた緊急措置」として、更なる利用者負担の軽減（負担上限額の軽減、世帯の範囲の見直し等）が実施され、平成 22 年度に低所得者（市町村民税非課税）の障がい福祉サービス及び補装具の利用料負担が無料となりました。

一方、市町村が実施主体となってサービスを提供している地域生活支援事業の利用者負担は、各市町村の裁量に委ねられており、平成 18 年度の制度施行時から低所得者への利用料負担軽減策を町独自で実施してきました。現在は低所得者（市町村民税非課税）の利用料は無料です。今後についても低所得者への利用料負担軽減策を継続していきます。



【長和町障害者計画等策定委員会】

3 障害者総合支援法以外のサービスについて

長和町がこれまで実施してきた障がい（児）者に対する各種事業の中で、障害者総合支援法の自立支援給付又は地域生活支援事業の体系に位置づけられていない、国・県・町の事業があります。これらの事業については、今後の障がい（児）者等を取り巻く社会状況の変化や法律の改正等を見ながら、必要な事業の見直しや新たな事業の制定等を検討します。

事業項目

- 福祉医療給付事業
- 障害（児）者等自立生活体験事業
- 障害（児）者タイムケア事業
- 腎臓機能障害及び特定疾患治療通院費補助事業
- 心身障害者扶養共済掛金補助事業
- 障害者にやさしい住宅改良促進事業
- 障がい者施設通所費補助金事業（平成 27 年度新規事業）
- 通所通園等推進事業
- 障害児通園施設利用児療育支援事業
- 障害者等余暇活動支援事業
- 介護手当支給事業（重度障がい者対象）
- 成年後見制度に基づく町長申立て事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 虐待防止地域協議会設置事業（専門委員会設置事業含む）
- 災害時要援護者台帳管理運用事業
- 自立支援医療費（精神通院）長和町国民健康保険加入者窓口負担無料事業
- 軽度・中度等難聴児補聴器購入費助成事業
- 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業（平成 27 年度新規事業）
- 精神デイケア事業



Ⅲ 長和町の障がい者（児）の状況

1 長和町の障がい者（児）の状況

(1) 手帳の所持者数（平成26年4月1日現在）

単位：人

身体障害者手帳所持者数	446
療育手帳所持者数	76
精神保健福祉手帳所持者数	42
自立支援医療（精神通院）受給者数	83
合計	647

(2-1) 身体障害者手帳所持者数の内訳（平成26年4月1日現在）

単位：人

1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
99	49	100	128	48	22	446

(2-2) 身体障害者手帳の障がい別の内訳（平成26年4月1日現在）

単位：人

視覚	聴覚	ろうあ	音声言語機能	心臓機能	腎臓機能	呼吸器機能
23	29	2	1	93	15	11
膀胱・直腸機能	体幹機能	上肢切断	上肢機能	下肢切断	下肢機能	合計
13	42	5	61	3	148	446

(3) 療育手帳所持者数の内訳（平成26年4月1日現在）

単位：人

A1（重度）	A2（中度）	B1（中度）	B2（軽度）	合計
25	2	27	22	76

(4) 精神保健福祉手帳所持者数の内訳（平成26年4月1日現在）

単位：人

1級	2級	3級	合計
26	13	3	42